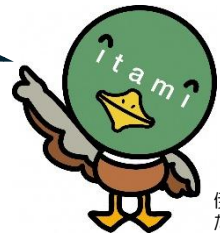


就学援助について

令和8年4月

伊丹市では、学用品費や校外活動費などの費用にお困りのご家庭に援助を行っております。



伊丹市マスコット
たみまる

1 就学援助の対象となる方

伊丹市立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者のうち、以下のいずれかに該当する方

- ① 生活保護を受けている方(要保護者)
- ② 世帯全員が市民税の非課税又は減免の扱いを受けている方
- ③ 児童扶養手当を受けている方
- ④ 世帯全員の前年(*)の総所得(*)の合計が ▼認定基準額 以下の方
(*)「前年」は2025年1月1日～12月31日の期間です
(*)「総所得」は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を確認してください。
- ⑤ その他、要保護者に準ずる程度に困窮している方(*)
(*)詳細はHPをご覧ください。

伊丹市HP
就学援助



▼認定基準額

世帯人員	総所得の合計
2人	223万1千円
3人	248万1千円
4人	284万3千円
5人	304万1千円
6人	342万2千円
7人	392万4千円
8人	428万円
9人以上	1人増す毎に 35万6千円加算

※給与所得・公的年金等の所得のいずれかがある場合は、総所得から10万円を控除して審査します。

2 援助の種類と金額

費目	小学校		中学校	
	1年生	11,630円	1年生	22,730円
学用品・通学用品費	2～6年生	13,900円	2～3年生	25,000円
	新入学児童生徒 学用品費 (未受給者のみ)	1年生	57,060円	1年生
入学準備金	6年生	63,000円	—	
修学旅行費	22,690円以内		60,910円以内	
校外活動費	実費(各学年上限あり)			
学校給食費	実費			
情操教育費	1,150円以内		800円以内	
卒業アルバム代	11,000円以内		10,000円以内	
通学費 (特別支援学級在籍者)	実費			
医療費(一部の疾病)	実費			
オンライン学習 通信費	1年生 ・転入生	15,000円	転入生	15,000円

3 申請方法

▼QRコードから申し込み(書類申請も可)



1次認定の申込期限

▼**5月15日(金)**

1次認定の結果通知

▼**7月上旬**

※生活保護法による教育扶助を受けている場合や認定時期等によって支給できる費目や額が異なります。
※認定後も学校徴収金の引落しは継続されます。

よくあるご質問

Q 昨年も認定されましたが、また申請しないといけませんか？

A はい、学年が進級するごとに申請が必要です。

Q 就学援助に認定されても、校納金は払わないといけませんか？

A はい、就学援助に認定された場合でも、校納金のお支払いが必要です。

Q 収入のない配偶者がいる場合は、どうすればいいですか？

市役所2階の市民税課で、前年の収入が無収入であることを申告してください。

A 電子証明が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでも申告可能です。
申告がない場合は、審査ができません。(成人している世帯全員、申告が必要です)

Q オンラインでの申請方法が分かりません。

スマホのカメラを起動し、表面の二次元(QR)コードを読み取り(*)、申請フォームに移動します。

A 申請フォーム上の「次へ進む」を押し、ログイン後フォームを入力してください。

(*)表面の二次元(QR)コードが読み取れない場合は、
伊丹市HP「就学援助」内から申請フォームへ移動してください。

Q 書類で申請したい場合は、どうすればいいですか？

A 申請書の取得方法 ▶市HPからダウンロードするか、担任に申し出てください。
ご提出方法 ▶申請書を記入し、必要書類を添付のうえ学校へ提出してください。

Q きょうだいがいる場合は、どうすればいいですか？

書類申請の場合 ▶きょうだいで小・中学校が分かれる場合、各学校に手続きが必要です。

A オンライン申請の場合 ▶1回の申請できょうだい全員分を審査します。(*)

(*)きょうだい全員分、正しく入力していただく必要があります。

Q 就学援助の支給時期はいつですか？

A 令和8年9月末、11月末、令和9年2月末、3月末、4月末を支給日として設定していますが、支給回数および各回の振込額は、認定日によって異なるため、一律ではありません。ご了承ください。

【お問合せ先】伊丹市教育委員会事務局 学校教育課(学事担当)

電話番号:072-780-3534

市HP(就学援助):<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/EDGAKO/GAKUZI/SYUGAKUENJO1/46790.html>